

# 週刊文春

8月12・19日夏の特大号 特別定価 480円



# 「生前贈与がダメになる」は本当か

# 相続が変わる！

# 2021年の最新常識



## ①「百万円以下の贈与は非課税」が廃止？

「週刊東洋経済」七月三十一日号の相続記事が話題を呼んでいる。表紙に躍る「生前贈与がダメになる」「年100万円までは非課税」がなくなる！という文字に、ギクリとした人は少なくないだろう。

「現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど（略）本格的な検討を進める」と記されていたのだ。「財務省は、海外で主流の、相続税でも贈与税でも税金は同等という「一体化」を目論んでいる。その意思表示を与税制大綱に盛り込むことに成功したのです。この大綱を踏まえて税制改正が行われるため、財務省には大きな一歩と言えます」（財務省担当記者）

現在、贈与税は「暦年課税」と「相続時精算課税」の二種類がある。一年ごと

の贈与額に、基礎控除百万円を引いて課税されるのが「暦年課税」だ。

一方の「相続時精算課税」は、贈与額の合計から二千五百万円引いた分に二〇％課税され、親、祖父母が亡くなった後、それらに相続した資産の合計額に相続税がかかるというもの（すでに支払った贈与税分は減額される）

相続が発生した時点で下と税金をかけるという点で、財務省の言う「相続税

と贈与税の「一体化」に近く、財務省はこれに一本化したのだといわれている。その背景には暦年課税が高齢者の、相続税逃れになつていっている財務省の問題意識がある。その手段をなくすのが狙いだ。

税理士の村田顕吉朗氏が解説する。「たとえば相続税率四〇％の財産（一億二億円）を持つ人が百万円の生前贈与をした場合、受け取る側が払う贈与税は四十八万五千円。一方、相続財産は五百万円減るため、本来発生するはずの相続税より百五十一万五千円得ることになるのです。複数の子・孫に長年贈与すれば、相当な節税になります」

だが、贈与税の非課税枠を利用してはいるのは、何も富裕層ばかりではない。制度を利用して、子や孫に、なるべく多くの財産を分け与えたい、という感情は至極当然だろう。

本日に「百万円以下の贈与は非課税」は廃止されるのか。今後のシナリオを前出の記者が推測する。「暦年課税のいきなりの廃止は国民のハレーションが大きい。あり得るのは、暦年課税の「相続扱い」の期間を現行の三年以内から十年、十五年と拡大する方法です」

百万円までの贈与がなくなるのは、贈る側が亡くなる三年より前について。まずは、この期間を拡大しようというわけだ。それはいつから行われるのか。自民党税調の所屬議員が小誌の取材に答える。「来年からすぐに変わることはない。暦年課税に関する議論は税調の中でほぼ皆無だったし、本気で検討するなら大綱の末尾の「検討事項」に盛り込むに、そうはなっていない。あくまで財務省の主張の無難な所を入れたという程度」



与税制改正大綱を決定した甘利明・自民党税調会長（右）と西田栄仁・公明党税調会長

「見直されるとしても、過去に遡って適用することはないだろうし、経過措置を設けて時間をかけることに

なるはず」（同前）

「利子や配当にかかる税金は約二〇％ですから、贈与税はそれより低くお得。例えば五百万円を生前贈与したら、子供が払う税金は五十万円、一〇％を切り戻す。早いうちに、百万円の特典にこだわらず、なるべく、生前贈与するのが得策と言えます」

今年四月以降、教育資金の残金も原則、相続財産の扱いになったのだ。さらに孫に贈与された場合、税金に相続税の二割増しの税がかかることとなった。ただし、贈与される人が二十歳未満や在学中であれば、今までの特例が適用される。

「大人になつてもこの特例を使うなど、乱用されるケースがあり、それを塞いだのです。二十二歳以下の子や孫に対してはお得なまま。いずれ廃止される可能性があるため、贈る側の健康や財産状態、各相続人へ渡る財産のバランスなども含め、贈与を検討しておくのがいいでしょう」（村田氏）

今年四月以降、教育資金の特例の要件が厳しくなりまし（前出・記者）

今年四月以降、教育資金の特例の要件が厳しくなりまし（前出・記者）

民法の改正もある。最大の変更点は、「不動産を相続したことを知ってから三年以内の登記」が義務化され、違反した場合、十万円以下の過料を科せられるというもの。これは二〇二四年から施行される。

行政書士の横倉肇氏が解説する。「現在では不動産を相続した時、名義変更の期限はない。固定資産税評価額の千分の四の登録免許税など、費用がかかるため、登記をしない人もいます。それに よって生ずる所有者不明の不動産を防ぐために出来た法律です。」

通常の法律は施行後の行為が過料などの対象となりますが、この法改正は、問題解決を急ぐため、過去に遡って過料が科せられる可能性があります。

日本全土のうち、所有者不明の土地は、九州の面積に相当する二割に及ぶ。うち六六％が相続の未登記が理由だ。これを解消するための改正だが、期間がつかぬとほやかでは無い。

ただ、相続登記をきちん

と行うことは子孫のトラブル防止にもつながるのも事実だ。前出の江幡氏が実例を明かす。

「ある地方の山の所有者が、売れる見込みがないので、相続登記をせずに放ったおいた。そこに、ダム建設の計画が持ち上がり、国から『八千円円で買い取りたい』と連絡が来たので

登記簿記載の所有者でないと売れないので、名義変更をするため急遽相続人で話し合うことになった。だが相続人が死亡し、その次の相続が発生する。『数次相続』が起きており、相続人の数は十数人に膨れ上がっていた。

「遺産分割協議書を作り、全員が署名押印する作業は、それは大変でした」

未登記の心当たりがある人は、早めに他の相続人全員と相談し、遺産分割協議書を作成する必要がある。不動産の名義変更は協議書なしではできないからだ。

「その土地に住んでいるかいないかで意識が違い、相

続人の中で揉めやすいの

で、時間のあるうちに協議を始めましょう。まずは法務局に相談し、手続きが面倒な約十万円から司法書士に依頼できます」

法改正では協議の「尻を叩く」制度も設けられた。相続発生から十年以内に協議を終えなければ、機械的に民法が定める法定相続割合で分けられることになったのだ。

法定相続割合とは、子がいる場合、配偶者が二分の一、残りを子で等分に分けるといったものだが、そうなるとうまくいかない場合、その何が不都合なのか。相続実務士で「夢相続」代表の曾根恵子氏が解説する。

「例えば長男だけが学費や住宅などの恩恵を被っていた場合、残りのきょうだいは多めに相続したい。あるいは故人の介護をつきつきりてしていた子は『寄与分』として、その努力に応じて相続に加味される。しかし、法定相続割合ではそれらが考慮されないのです」

とはいえ十年とは余裕がありそうだが……

「そもそも申告の対象者は少数派で（二八年財務調査で対象者は八・五％）、多くの方は協議を先延ばししています。そうすれば十年などあつという間、私の顧客で、三十三年協議をせよ、八十歳代半ばになってようやく始めた方がいました」

（同前）

④遺言書作成と情報の共有

後で憶えないよう、協議をスムーズに済ませるにはどうすればいいか。

親子双方にとって、確実な方法は遺言書だ。

「正式な遺言書は、財産の配分で最も優先されます。親は元気なうちにつくっておきましょう。昨年七月から自分で書いた遺言書を法務局に保管してもらえようになりました。ただ、法務局は内容のアドバイスはしてくれないため、書き漏れなど他の相続人が指摘して揉める可能性がある。その点、公証人と証人の手数料はかかりますが、公証役場でつくってもらうほうが

ベターと言えます」（同前）

だが現実には、多くの人は遺言書をつくっていない。一八年度の法務省調査では五十五歳以上の六・八％にとどまっている。

「子が遺産分割協議書をつくるといいう前提で、早いうちに、誰が相続人にあたるのか、相続財産がどのくらい、どこにあるか確定させておきましょう」

そうアドバイスするのは弁護士伊勢田篤史氏だ。「お年寄りは銀行口座を複数持つ方も多く、今はネット証券や暗号資産など、ネットを活用して資産運用する人も多い。最低限、親のスマートフォンやパスワードを家族で共有すること。急死や認知症になった場合でも、スマホにはネット証券のアプリなど情報が詰まっています。亡くなった後でスマホのパスワードを専門業者に解除してもらえば、数十万円以上かかる可能性があります」

相続のルールは頻繁に変わる。最新常識を知ったうえで、家族で話し合う材料にしたい。